

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成29年12月7日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（議会事務局所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時3分）

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（総務部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

事業概要調書には、昨年の台風第9号の教訓を踏まえて見直しを進めているという記載があるが、今年も大雨や台風の影響があったので、その部分についても一緒の検討課題であるという理解でよろしいか。

小林危機管理
課長

今年の大雨や台風の部分についても追加するということはありませんが、基本的には、去年の台風を勘案しての改定ということになります。

城下委員

災害対策基本法第42条に基づいてということだが、見直しに当たって、国や県のアドバイス等はあるのか。

小林危機管理
課長

改定については、今回、補正をお願いしている2月の防災会議で認めていただきましたら、県に報告することになります。その中で、県と協議することになります。

末吉委員

この防災会議は、災害対策基本法に基づいて、意見を聞かなければならないということか。

小林危機管理
課長

防災会議条例に基づき、開催するものです。

末吉委員

防災会議の中では、改定に関して、活発な議論が行われて、その意見や
質疑の中身が反映されているのか。

小林危機管理
課長

今年5月に、第1回の防災会議を開催し、その中で改定を行うという話
をしました。来年2月の第2回の防災会議では、改定の内容についてお話
ししますので、その中で、いろいろ意見があるものと思います。

城下委員

この改定は、避難所のこととか福祉的な部分もあるので、分野としては
広い。そういう意味では、全庁的な関わりがある中での、大幅な見直しに
なるのか。

小林危機管理
課長

今回の改定に関しては、主には風水害・事故等災害対策編ということで
考えています。その中で、全庁的な部分では、各課に改定の中身について
どのようなところを変えていく必要があるかということを知照し、その回
答を盛り込むということを行っています。

村上委員

今回は、風水害のタイムラインの考え方を取り入れた改定であるという
ことが、大きなかなめであり肝であると思うが、逆に言うと、タイムライ

ンの考え方を取り入れるとどこが大きく変わるのか。

小林危機管理
課長 議員御指摘のとおり、タイムラインの考え方を取り入れるということが、今回の改定の中でかなり大きな部分であると考えています。いつ、誰が、何をするということを明記します。例えば、台風に関しては、事前にある程度の予測をすることができますので、3日ほど前からの行動を細かく記します。襲来前から襲来後までを、タイムラインという形で載せます。

村上委員 基本的には、雨の日でいえば、危機レベル1、危機レベル2等の雨のレベルに合った組織体制を動かしていくという組み立てになるのか。

小林危機管理
課長 レベル自体は今までと変わっていませんが、警戒体制を強化する体制を考えています。大きな災害が予想される場合は、災害対策本部を立ち上げることとなりますが、災害対策本部の立ち上げ前に、関係部署だけで構成された小会議体に対応していくことを考えています。

城下委員 今回被害に遭った山口中学校は、ハザードマップに載っていなかったと聞いたが、今回の見直しでは、今まで想定していなかった市内の危険区域を抽出することについても検討するのか。

小林危機管理 今回、そこまで地域防災計画の中に入れるということはありませんが、

課長

ハザードマップに警戒地域として指定するのは県がすることになりますので、まず、警戒地域としての把握を市が行わなければならないということがあります。

末吉委員

防災会議では、防災計画に対して、いろいろな観点からの指摘や議論などが過去においてあったのか。

小林危機管理
課長

議員御指摘のとおり、いろいろな意見を聞かなくてはならないということがありますので、今月、パブリックコメントを出す予定でおります。その中で、いろいろな意見をいただければと考えています。

須田危機管理
監

防災会議には、47名の委員がいます。その中には各所管の部長も入っておりますので、先ほど申し上げましたデータのなものについても、意見をいただきます。また、委員には民間の方も多く入っていただいておりますので、その点については、課長が申し上げましたパブリックコメントについてもそうですが、本補正予算をお認めいただきましたら、来年2月1日に防災会議を開催する予定ですので、その前に資料を提供させていただいて、その中で意見もいただきます。それと同時に、防災会議の中でも、説明をさせていただき、そこで意見聴取をして、必要な部分については改正し、県に報告するような形で、3月を目途に改定していきたいと考えています。

村上委員

今回の山口中学校は、危険地域に入っていなかったという話が出ている。そもそも、これは広島土砂災害後、危険区域の基準を決めて県が指定したものだが、そのときに危険区域の概念をきちっと伝えておかないと、なぜあそこは入っていなかったのだ、今後はどうなるのだということになる。そのことと、市がこれから危険地域を点検していくということは、レベルの違う話だと思うので、そのあたりのことについて説明願いたい。

小林危機管理
課長

土砂災害警戒区域の情報が、現行の地域防災計画には盛り込まれておりませんでした。これまで、急傾斜地崩壊危険箇所という法指定がかかっていないものとして掲載されていまして、今回の計画の改定の中で、国土交通省のパンフレットに載っている土砂災害警戒区域というものを新たに入れ込み、そういった形で周知を図っていきたいと考えています。

村上委員

前回指定された危険区域は、県がどのような基準で設定したのか。

小林危機管理
課長

詳しく県に確認しておく必要があると感じております。

村上委員

要は、県が指定した危険区域というのは、広島土砂災害があったときに、5 mの高さがあって角度が30度の傾斜地を、いわゆる図面上の等高線の

ような資料をもとに拾い上げて、そういった地域を指定したものであって、それ以外に危険な場所があるとかないとかいう判断ではないということではよろしいか。

須田危機管理
監 おっしゃるとおりです。高さ5 m以上、斜度30度以上のものを県がピックアップして、警戒区域として指定したということです。

村上委員 だから、山口中学校の事故があったので、所沢市もそういった基準だけではなく、警戒区域ではないところも目視等も含めて点検をしていくということではよろしいか。

須田危機管理
監 警戒区域以外にどういったところが該当するかということでは、今回のところも全く予想ができていなかったということがありますので、全体的に見て、どういった地形があるのかということ把握するのは、なかなか難しいかとは思いますが、危機管理課だけではなく、建設部等との協力を得ながら全体的に点検していく必要があるかと思えます。

村上委員 答弁では、今回の擁壁被害と類似するようなところについては、点検していきたいという程度で、それ以上は莫大な費用をかけて行わなくてはならないので、切土や今回と同じようなものがあった場合には点検を行っていくということではよろしいか。

須田危機管理
監 学校等に擁壁が多くありますので、教育委員会では、そういったところ
を点検していくという方針があります。それを踏まえて、他の部分も、合
わせて点検、確認していきたいと考えています。

荻野委員 地域防災計画は、前回の改定るときから冊子の形が変わったと記憶して
いるが、その理由と今回どのようなスタイルになるのか伺いたい。

須田危機管理
監 ファイル形式になった経緯についてはお答えできませんが、今回の改定
に当たりましては、全てを変えるわけではなく、風水害・事故等災害対策
編が主な変更になりますので、基本的にはこの冊子の形を考えています。

荻野委員 変更になった部分の差しかえになるのか。

小林危機管理
課長 改定する場所は多いので、基本的には、全体的に印刷することを考えて
います。

【議案第116号総務部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時22分）

（説明員交代）

再 開 (午前9時23分)

○議案第124号「所沢市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第124号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（産業経済部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

議案質疑で、事業の効果について3年間で目標を達成して県知事に報告するとの答弁であったが、事業概要調書をみると、次年度の見込み額の記載がない。お金の動きはないが、3年間の結果は調査して県にあげていくのか。それとも事業そのものが3年という位置づけになるということか。

三枝農業振興
課長

予算がその都度つくというものではありませんが、事業の成果報告は、毎年度行っています。

城下委員

県の補助は、今回限りのものなのか。次年度はどうなるのかわからないということか。

三枝農業振興
課長

今年度だけのものです。

末吉委員

この事業の成果というものは、農業者の方の販売量なのか。何をもって実績として報告するのか。

三枝農業振興課長 生産や出荷コストの10%以上の削減や、品質向上や高付加価値化による販売額の10%以上の向上など、生産の拡大を図っていくこととなります。

末吉委員 コストの削減とはどういう意味か。

三枝農業振興課長 機械などを導入することにより、生産コストを削減するという事です。今まで労働力がかかっていたものに関して、そういった労力が削減できるということです。

末吉委員 それはどうやって報告するのか。販売額は数で出てくるが、そこについては誰が評価してどう報告するのか。

三枝農業振興課長 今回の計画においては、コストの削減は一切入っておりません。あくまでも販売額です。産地パワーアップ事業の政策目標について説明させていただきましたが、所沢市のいちごに関しては、コストの削減については対象になっておりません。

村上委員 今回のこの件については、何を目標に手を挙げたのか。

三枝農業振興 販売額の10%以上の増加です。

課長

亀山委員

育苗等のためのハウスということだが、農家が2軒ということで、それぞれ何棟ぐらいをハウスとしているのか。また、10%というのは、そこも含めて今までの販売額プラス新しく建てたハウスを含めて出した販売額が10%アップということによろしいのか。

三枝農業振興
課長

下富の北田さんは5連棟のハウスを1棟、ハウス自体は1,800平米のものを建てます。柳瀬の新井さんは、1棟で345平米のものを建てます。こちらは育苗のシステムを一式導入する形になります。

城下委員

ヒアリング時に、この事業は面積要件があり、今回は6,300平米であると聞いているが、今の5連棟1,800平米と1棟345平米とどう関連しているのか。

三枝農業振興
課長

もともと既存としてあったものにプラスして、5,000平米以上ということですか。

城下委員

これ以外に、既にやっていた平米があるので、それをプラスすると6,300平米ということか。

三枝農業振興課長 もともと北田さんのところは栽培面積が2,800平米あったものが、4,600平米になり、新井さんのところは、3,500平米あったものが3,845平米になりましたので、プラスすると5,000平米以上になりますので、対象となるものです。

城下委員 昨日の質疑で、規模拡大予定農家に希望を募ったと答弁しているが、どのくらい予定農家があったのか。今回は、そのうちの2軒なのか。

三枝農業振興課長 今回対象となるハウスとしてご相談を受けていたのは、北田さんの1軒ですが、面積要件により産地パワーアップ事業の対象とならなかったため、要件を加味するために新井さんにご協力いただきました。また、この事業はお茶農家などにも使えますので、茶業協会の会合や会議などでも事業の報告をさせていただきました。

亀山委員 販売額の10%を目標にということであったが、これは従来あるハウスから出た販売額プラス新しくできたハウスからの売り上げも含めて全部で10%アップということよろしいか。

三枝農業振興課長 全体を見て、前年度の青色申告の農業取得の売り上げ等で確認します。

荻野委員 事業概要調書の他自治体の類似する政策をみると、群馬県、千葉県とあるが、埼玉県でこの補助金を活用した事例は他にあるのか。

三枝農業振興課長 いただいている資料では、平成29年2月の段階で、埼玉県の事例はありません。

村上委員 販売額10%アップというのは、例えば北田さんのところは今まで2,800平米のハウスだったが、そこへ新しく1,800平米のハウスを作ったら1,800平米分の販売額が上乘せされるのか。

三枝農業振興課長 従来のもとのプラスしたもので、全体的に10%です。

村上委員 結果でみると、例えば1,000平米で栽培をやっていた人の売り上げに、もう一つ1,000平米のハウスを作ると、逆に販売額は2倍にふえるが、それでいいということか。10%ということは、そこも全部含めて倍の売上額以上に10%ふえなくてはいけないということか。

三枝農業振興課長 産地としてみた中で、全体的な販売額の10%です。

村上委員

産地というのは、今回の場合はあくまでもいちごに限って10%の売り上げという考え方か。例えば2,800平米あったところに1,800平米を建てると、約1.5倍の広さになるが、単純に1.5倍に売上高はふえる。不作になったとしても前年よりふえるが、それでよいということか。

三枝農業振興
課長

今まで2,800平米の中で売り上げがあったが、今度4,600平米にふやすことにより、単純に言えば10%の売り上げが見込まれるということか。

村上委員

簡単に聞くが、平成27年、28年のいちご農家の販売高を教えてください。そこから10%あげるということか。今までの産地としての販売額を10%伸ばすために、今回この補助金を導入したのではないか。

三枝農業振興
課長

販売額は個人情報なのでお答えできませんが、平成28年度の販売額に対して10%以上を目標値として設けています。

村上委員

そこを聞いている。今回の補助金をもらい、お金を投下して産地としてパワーアップし、10%を目標とするときに、どうやってそれを成果として担当課が把握するのか。目標があるなら、目標はこれであり、結果はこういう結果を求めるということをして、それができなければ費用対効果の評価をしていかななくてはいけないのではないか。

三枝農業振興
課長 それに関しては、前年度の青色申告等でしか確認できないので、それで確認させていただくものです。

末吉委員 所沢市の農業のような冊子の中に、作物の販売額などが載っているが、今の話で言えば、いちごの販売額はいくらで、その一割増を目指すんだ、と言われればわかるがそうではないのか。

三枝農業振興
課長 ほうれん草や里芋のように、所沢市全体の生産額などがわかるものとは違い、これからいちごを産地パワーアップ事業を活用して、産地化を進めるものであることから、個人の青色申告等を確認しないと売り上げの把握はできません。

城下委員 産地パワーアップとして産地化するという事は、「ところざわいちご」のブランド化を目指してやる事業ということでよいのか。

三枝農業振興
課長 もともとこの事業は、TPP協定の大筋合意を踏まえ、国が地方の産地化やブランド化や国際競争の強化を図っていこうという中でできた事業です。所沢市においても、この事業を活用させていただきました。いちごの産地化に関しては、これからいちご生産農家がふえていかななくては産地化は難しいです。農業振興課としては、このような事業を、今後も活用し

ていきたいと思っております。また、この事業は、地域の意欲ある農業者の方々の、高収益な作物への栽培体系の転換を図ることで、産地化、ブランド化を目指すこともできるものと考えています。

城下委員

3年間の目標が10%増で、その目標達成を県知事へ報告するわけだが、頑張ったけど10%いかなかった場合には、期間が延長されるとかあるのか。

三枝農業振興
課長

改善等を行い、達成できるよう指導していくこととなります。

亀山委員

面積が2,800平米から4,600平米にふえ、1.5、1.6倍になるということで、面積が広がっても売上高が10%でよいということだが、3年間のうち1年で見るとは厳しいかもしれないが、2年、3年ということ、10%の目標値は達成できる目標値ということではないのか。

三枝農業振興
課長

そのとおりです。

村上委員

作付面積が倍になれば、売上高は完全に倍になるのではないのか。

村松産業経済
部長

産地については、本来、普通であれば5 h a くらいの面積を産地として対象とする事業ですが、所沢市は都市的地域のため、規模が小さくても、5, 0 0 0 平米以上で産地の対象にさせていただけるということが、まず、一つあります。それから、この事業は産地としての計画を作るもので、今回いちごでしたが、所沢市のいちごの生産農家は3軒しかなく、そのうちの2軒が手を挙げ、この2軒で計画を作っています。普通の産地は10軒とか15軒あるうちの何軒かで産地としての計画を作るものです。例えば10軒ある中で2軒が対象となっても、産地として10%上げるのは大変ですが、所沢市の場合は2軒の中で10%を上げていくことになります。今回のケースは、先ほど亀山委員や村上委員御指摘のとおり、単純に面積が結構ふえていますので10%のハードルはそんなに高くないと思います。

村上委員

本来は育苗があるわけで、倍よりもプラスアルファにならないといけな
いと思うが、そこをどうやって把握をしていくのか。

村松産業経済
部長

今回の計画そのものが、その2軒を産地として計画書を作っていますの
で、事業の比較ベースについては、先ほど課長が申しあげましたように、
前年度の売り上げと今回の補助事業を投じて施設整備をした上での売り
上げを比較します。それは所得など確定申告等による比較であって、統計
上の所沢市の産地の額を上げるわけでありませぬ。産地としての所沢のい

ちごの総生産額や総売上額がいくらで、いくら上げるという計画にはなっておりません。今回の対象になった産地パワーアップ事業の産地として計画した2軒の総トータルの売上額がトータル10%乗っかるということになります。個別の金額については、個人情報になるので申し上げられないということです。産地としての総生産額や総売上額というのはここではつかんでいないので、申し上げることができないという状況です。

末吉委員

市としては、この産地をこれからどのようにしていくことを考えているのか。今後の計画や支援について伺いたい。

三枝農業振興
課長

所沢市は位置的にも都市近郊にあり、今、なぜ規模を拡大するかという需要が多く、都内から来られる方や県外から来られる方も非常に多いという実情であります。そういったことも鑑みますと、今後、いちご農家やぶどう農家などが観光として成り立っていくと考えられますことから、推進や支援をしていくべきだと考えています。

城下委員

今回の予算に関しては、旧コンポストセンター跡地利用の手法については、PFIで決定するというのではなく、この委員会の中でそれを目指しつつどうするのかを最終的に決めるという理解でよいか。

柳田商業観光

現在、当初予算でお認めいただきました基本計画の策定業務委託の中

課長

に、P F I の可能性調査の業務を設けており、その調査の中でV F Mの可能性があるという報告がありました。それに基づき、P F I 導入ガイドラインに沿った形でP F I の導入を検討しているところです。今回のこの予算については、平成29年4月に施行された「所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例」に基づき、公平性や透明性を確保して適正に進めていくために選定委員会を設置してP F I ができるかどうかを含めて検証していくものです。

城下委員

P F I をするかどうかというのは今後になるわけだが、これからのこの表に基づいた今後の流れだが、手法がどこで決定されて最終的には議会にはいつ報告されるか。

柳田商業観光

課長

P F I の導入につきましては、ヒアリング時にお配りした資料の中の5番目、P F I 検討委員会、いわゆる政策会議のところまで進んでおり、P F I で進めていこうという方向性は確認されています。ただ、P F I については、さまざまな手法がありますので、その手法についてはまだ確定していません。今後、選定委員会において、さまざまな状況を勘案して議論されるものと考えています。今後の流れとして、基本計画が策定されたときには、次年度の当初予算の3月議会の中でP F I に関する予算の要求をお願いして、基本計画の中身も含めて説明して、承認をいただくような流れになってくるものです。

城下委員

方向性は確認し、手法はこれからということだが、ミューズのように管理運営については切り離すという手法もある。現段階で考えている手法はどのようなものか。例えば、管理運営の部門についても一括して行う方向なのか。

柳田 商業観光
課長

議員御指摘の方法も一つの手法であり、そうではないPFIの管理運営まで含めるものも一つの手法です。そういったことも併せて今後決定していくものと考えております。

【議案第116号産業経済部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時50分）

（説明員交代）

再 開（午前9時52分）

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（財務部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

地方交付税の当初見込み額は、いくらだったのか。

林財政課長

13億円でみておりました。

城下委員

当初よりも多めに入ってきたということか。

林財政課長

そのとおりです。

城下委員

なぜ、多くなったのか。国の算定方法が変わったのか。

林財政課長

当初予算の見込みの際には、平成29年度にいただけるであろう見込みを財政課で積算しています。国から示されたものではなく、あくまで財政課の積算です。結果として、交付税については、国から示された額がそれより多かったということです。

城下委員

財政調整基金の残高はいくらか。

林財政課長

12月補正後の残高見込みが、約44億8,000万円です

城下委員

臨時財政対策債の発行額が確定したと思うが、当初の見込みより減額となった理由を伺いたい。

林財政課長

臨時財政対策債は地方交付税とセットのものです。平成29年度においては、合計で約40億円を見込んでおりました。結果として、交付税については少し上にいき、臨財債については少し下にいったということです。

城下委員

プラスマイナスの面では、マイナスのほうが多いのか。

林財政課長

トータルでは、少しマイナスになるということです。

【議案第116号財務部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時0分）

（説明員交代）

再 開（午前10時2分）

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第116号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり
可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時5分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第4回（12月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について